

鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画の概要について

平成 27 年 5 月
子 育 て 応 援 課

1 「鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画」の位置付け

- (1) 根拠
子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づく計画
- (2) 計画期間
平成27年度から平成31年度までの5年間

2 計画の基本理念

子ども・子育て支援法に規定されている「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会」の実現には、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者への必要な支援が求められる。

子育て王国とっとり条例に規定する以下の基本理念に立って、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の市町村における提供体制の整備と円滑な実施を支援するため、鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画を定める。

- (1) 状況に応じた最良の支援
- (2) 適切な役割分担と連携協力
- (3) 個人の価値観の十分な尊重
- (4) 地域の特性の十分な発揮

3 各分野別の概要・数値指標等（抜粋）

子ども・子育て支援法及び国の基本指針で示されている県計画で定めるべき事項のうち、主なものについて、以下のとおり設定。

(1) 教育・保育の提供体制の確保

各市町村は、現在の教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用状況や今後の利用希望などについて住民アンケート等を実施し、各年度における量の見込み（潜在需要も含む）とその確保策を設定。県は、各市町村計画を基に、区域を設定し当該区域における量の見込みと提供体制の確保の内容を定める。

【県全域の内容】

(単位：人)

認定区分	対象児童	確保先	区分	平成26年 (実績)	平成27年	平成31年	県区域	
1号認定 (※1)	3歳以上で幼児期の教育のみの利用を希望する子ども	幼稚園 認定こども園	量の見込み①	3,888	4,203	4,274	東・中・西 で設定 全3区域	
			確保策②		5,868	5,783		
			差引(②-①)		1,665	1,509		
2号認定	3歳以上で保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園	量の見込み①	10,347	9,798	9,675	市町村を 各1区域 として設 定	
			確保策②		10,445	10,623		
			差引(②-①)		647	948		
3号認定	0歳	3歳未満で保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業	量の見込み①	1,581	1,965	1,891	全19区域
				確保策②		1,752	1,870	
				差引(②-①)		▲213	▲21	
	1・2歳	量の見込み①	6,050	6,277	6,223			
		確保策②		6,082	6,429			
		差引(②-①)		▲195	206			

※1 1号認定の「量の見込み」には、2号認定のうち幼稚園における教育ニーズが高い者を含める。

備考 計画中の量の見込みは、年度中途の潜在的な需要も含めたものであり、また、量の見込みに対し確保の内容が不足している部分についても、定員弾力化による一定の受入が可能であるため、現実の待機児童の発生状況と必ずしも一致しない。

[施策の基本的方向]

- 市町村との連携・調整の強化及び支援の充実による保育ニーズの充足
- 認可・認定の円滑化
 - ・施設が不足する場合や、既存施設が認定こども園へ移行する場合については、原則認可・認定

【参考】本県の待機児童の状況

本県では、平成18年度以降、4月1日現在の待機児童は発生していませんが、年度中途においては、一定の待機児童が発生している状況です。

(単位：人)

	4月1日現在	10月1日現在
平成22年度	0	32
平成23年度	0	29
平成24年度	0	96
平成25年度	0	74
平成26年度	0	89

(2) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進

認定こども園が保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、各市町村及び施設の意向を尊重しつつ、以下のとおり認定こども園の設置目標を定める。

【認定こども園の目標設置数】

(単位：箇所)

類型	平成26年(4月1日現在)	平成31年
幼保連携型	11	43
幼稚園型	1	0
保育所型	5	7
保育機能施設型	0	0
合計	17	50

[施策の基本的方向]

- 認定こども園の普及と移行を目指す施設に対する円滑な移行支援
- 第3子以降の保育料無償化など保護者の経済的負担の軽減
- 本県の自然を活用した野外保育・教育への支援
- 国基準を超えて保育士を配置する施設への支援
- 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携並びに小学校への円滑な接続の推進

(3) 教育・保育従事者の確保及び資質の向上

質の高い教育・保育の提供に当たって、基本となるのは人材であり、保育教諭・幼稚園教諭・保育士等、教育・保育に従事する者の人材確保と資質の向上に努める。

[施策の基本的方向]

- 保育士・幼稚園教諭等を対象とした研修の実施
- 保育士・幼稚園教諭等の人材確保支援（処遇改善、研修支援、就職促進・資格取得支援）

【参考】保育士等の従事見込者数

(単位：人)

区分	算出方法	職区分	平成27年	平成31年
必要従事者数	「最低基準+県独自加配」に対応するために最低限必要な従事者数	保育教諭	370	577
		保育士	2,026	1,782
		幼稚園教諭	101	101
		合計	2,497	2,460
これまでの実態に応じた必要従事者数	国が統計調査を基に、最低基準を上回る配置がどの程度行われているかを示す倍率を県ごとに算定し、当該倍率を最低配置基準に乗じて算定	保育教諭	525	822
		保育士	2,893	2,543
		幼稚園教諭	158	158
		合計	3,576	3,523

*人数は、常勤換算で算出。厚労省が示した全国統一の「保育士見込数算出のためのワークシート」活用し、算出。

【参考】 本県の保育士の有効求人倍率の状況

(単位：人、倍、件)

	4月時点			12月時点		
	平成24年	平成25年	平成26年	平成24年	平成25年	平成26年
有効求職者数	124	145	130	100	102	79
有効求人数	84	119	137	119	139	193
有効求人倍率	0.68	0.82	1.05	1.19	1.36	2.44
就職件数	14	8	10	6	6	8

(4) 子どもに関する専門的な知識と技術を要する支援に関する施策の充実と市町村との連携推進

子どもに関する専門的な知識と技術を要する支援については、以下に掲げる基本的方向を踏まえつつ、本県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に取り組む。

[施策の基本的方向]

- 児童虐待防止対策の充実
 - ・児童相談所の体制強化
 - ・妊婦や子育て家庭の相談体制の整備 等
- 社会的養護体制の充実
 - ・里親委託等の推進
 - ・専門的ケアの充実及び人材の確保・育成
 - ・自立支援の充実 等
- ひとり親家庭の自立支援の推進
 - ・子育て・生活支援の充実
 - ・就業支援の推進
 - ・養育費の確保 等
- 障がい児施策の充実等
 - ・地域生活を支える体制の整備
 - ・発達障がい支援体制の充実
 - ・特別支援教育の充実
- 子どもの貧困対策の推進
 - ・「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」に沿った取組の推進

(5) 労働者の職業生活と家庭生活の両立に必要な雇用環境の整備との連携推進

子育て支援については、労働者の職業生活と家庭生活との両立が求められることから、そのために必要な雇用環境の整備に関する施策及び関係機関との連携の取組を進める。

[施策の基本的方向]

- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 - ・労働時間の見直し等業務改善や育児休業の取得促進
 - ・企業の仕事と家庭との両立に配慮した職場環境づくり 等
- 仕事と子育ての両立のための保育環境の充実
 - ・放課後児童クラブの充実・確保
 - ・休日・夜間保育、病児・病後児保育、延長保育等の充実

(6) 教育・保育情報の公表

施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくため、特定教育・保育施設及び地域型保育事業所の教育・保育等の内容に関する事項等についてインターネット等で公表する。

(7) 子育て支援等に関する施策の着実な推進

本計画に定めるもののほか、子育て王国とっとり条例に基づき策定した子育て王国とっとり推進指針により、次に掲げるような子育て支援等に関する施策を着実に推進する。

- ・結婚を望む方への出会いから結婚までの支援
- ・子どもの医療費助成の18才までの対象拡大
- ・安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援
- ・学力の向上、基礎学力の定着等に向けた授業改革の推進、家庭との連携推進 等